

松山家庭裁判所委員会議事概要（第36回）

1 日時

令和3年6月28日（月）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

小倉健嗣，川崎豊，小林保一，高桑リエ，武智俊和，千葉和則，福永宏
（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

森川首席家庭裁判所調査官，山崎首席書記官，前田事務局長，柏井訟廷
管理官，山下主任書記官，神野総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員紹介

（3）テーマ「家事調停の運営と実情について」

裁判所の事務担当者から，家事調停手続の概要，事件数・調停成立率等，
利用者のニーズと当庁での取組及び調停委員に求められる資質・人員構成・
給源確保案・育成等について，DVDの上映やパワーポイントを使用して説
明した。

（4）意見交換

- 先ほどの説明内容について，質問等があればお願いしたい。
- ここ5年間の調停事件数はほとんど変わっていないようだが，非常に多いと
感じた。これらの業務量に対する担当者や調停委員の数などの態勢として，十
分なのか。また審理期間においては，松山家裁だけではなく全国的に年々少し
ずつ長期化していると思われるが，その理由をどのように考えているか。また

近年の少子化で人口が減ってきている中で、子に関する事件はそれほど減っていないように思うが、同事件の最近の傾向などはあるか。

- 事件処理態勢について、本庁では、調停事件を取り扱っている担当職員数は、裁判官が3名、書記官が4名である。ここ数年において、これらの人数は変わっていない。
- 調停委員の数については、先ほどの説明の中でも給源確保という点に触れたが、これは今すぐ足りなくなるからその給源を確保しようというわけではなく、様々な専門職の方々に調停委員になっていただきたいというものであり、決して数が不足しているわけではない。
- 裁判官を含めて、調停を担当する職員の数という面ではここ数年変わっていない。裁判官については、調停事件だけではなく人事訴訟事件や少年事件も担当している。少年事件はここ数年減少傾向にあるため、その分を家事事件に振り向けやすい状態にはある。調停委員の数については、現在一定数を確保できていると認識している。ただし、徐々に高齢化しつつある。規程上、例外はあるものの70歳までは調停委員をしていただけるが、以前であれば60歳で定年を迎えてすぐに調停委員になれば、70歳までの約10年間は活動していただけたが、近年の再雇用もあり、その活動期間は短くなっている。また60歳台半ばを過ぎると、それから調停委員をやってみようと思われる方は少なくなっている。調停委員の育成面では、事件をできるだけ経験するという点が重要だが、その経験に要する時間自体が少なくなっていることもあり、できるだけ若い方々に調停委員になっていただきたいと考えている。審理期間の長期化については、その原因として一般的に言われているのは、国民一般の権利意識が強くなってきている点が挙げられている。従前であれば裁判所が話を聴いて、これぐらいでどうですかということで収まっていたものが、自分にはもっと権利があるのではないかとということですぐには成立しないということで長くなるという面がある。また事案として、これは感覚ではあるが従前よりも複雑化し

つつあるように思う。子の親権の問題については、従前は子が複数いても子ら全員を母親にという面があり、男性もそこまでこだわらない面があったように思うが、近年は子が1人であっても、父親が自身の両親の援助を得られれば引き取りたいということもあるように思う。裁判所として、親権者はどちらがというように決めてかかっているわけではないが、従前であれば父母の双方が希望されていても、母親に落ち着くということが比較的多かったと思う。ただ、近年はそうでもなくなっている。

- 調停委員の数は、現在どのくらいいるのか。
- 松山家裁管内全体で約120名となっている。
- 家事事件1件について、男女1名ずつの2名を指定しているが、これは性別によってどちらかに考え方が偏ってしまうイメージを持たれないように配慮しているものである。調停委員は、一つの時間帯に一つの事件しか担当しないが、その中で、当事者双方から入れ代わり立ち代わり話を聴いて調整をしていくことになる。裁判官はずっと一つの事件に入っているわけではなく、複数の事件が同時進行している状態となる。それができるのも調停委員がそれぞれ主となって事件を動かしてくれているからといえる。当然、節目で調停委員が法律面で裁判官に相談したいということもあるので、適宜書記官に聞いたり、裁判官と評議をしたり、場合によっては裁判官が調停委員と一緒に調停室に入って当事者から話を聴くということもある。
- 各事件の調停委員の指定は、順番に回しているのか、それとも事件の性質や特徴を踏まえて指定しているのか。調停委員の給源確保という面では、報酬額もある程度考慮されると思うが、金額としてはどの程度か。
- 各事件への調停委員の指定については、各事件の特徴や性質に合った専門的な知識を有する調停委員を抽出して、男女1名ずつになるように指定している。調停委員の日当額は、勤務日1日について4650円から1万5500円までの間となっている。

■ 調停委員の選考の面接の際にも、候補者の方には手当額を伝えることがあるが、それは調停委員の手当だけで生計が成り立つものではなくボランティアに近いものという趣旨で伝えるようにしている。各調停委員は毎日事件に入っているわけではなく、自分の仕事を持っていない方で週に2日か多くて3日程度であり、仕事を持っている方となれば週に1回か、月に数回という程度である。また遺産分割の事件で不動産の価値が問題になる事件であれば、不動産鑑定士の方を指定したり、複雑な計算を要する事件であれば、銀行系の方を指定することもある。またDV等のトラブルのある事件であれば、元警察関係の方などを指定することがある。そういった様々な点を考慮しながら、その事件に合った方を指定する工夫をしている。

- 調停事件では、申立人の意思や希望が強く、相手方が半強制的に調停の場へ呼び出されるという場合もあるのではないかと。当事者が遠隔地に居住している場合や当事者間の感情の対立が激しくて裁判所に双方が出頭すると、裁判所の方は困難な対応を強いられることもあるように思う。過去のエピソードでも結構だが、そのような場合にどのように対応されるのか。
- 当事者の中には、調停に突然呼び出されたという思いで出頭される方もいるが、夫婦間や子が関係する事件であれば、ある程度事前に当事者間でやり取りがされていて、最終的に調停制度を利用するという場合も当然あると思われる。遠隔地に居住されている方を相手とする調停では、どこの裁判所で調停をするかという管轄の問題がある。全国どこの裁判所でも調停できるというわけではなく、原則として申し立てる裁判所が決められているが、公平の観点から相手方の都合に合わせた裁判所に事件を移すこともある。また事件を移さずに、遠隔地に居住の方には、電話会議とあって電話で参加していただく方法や最寄りの裁判所まで出頭していただいてテレビ会議で参加する手段もあるので、それらを利用することもある。感情的な対立が激しい事件の場合は、できるだけ顔を合わさないように、待合室も含めた調停室自体の階を分けたり、同じ出頭日

でも出頭と退庁時刻を完全に分けたり，出頭日自体を別にする等の配慮もしている。

- 管轄においては，どうしても一方が我慢せざるを得ない面がある。例えば，子が関係する事件であれば，子のいる場所を管轄する裁判所でする方が裁判所から調査に行きやすいとか様々な事情を総合的に考慮して，どちらの裁判所するかを決めたりしている。また事件によっては，当事者が互いに会いたくないという要望もあるので，顔を合わさないような工夫をすることがある。当事者間に限らず，有名人の場合，他の方と同じように待合室で待ってもらわなくてもいけない場合もあるので，そのような場合は，当事者に決められた調停室に入ってもらって，調停委員が双方の調停室に行き来しながら話を聴くという方法を採用することもある。
- リモートの活用について，最近ではウェブ会議の活用という話も出ているが，当事者間の感情的な対立が激しい場合，過去には裁判所で事件が発生したことがあることや現在のコロナ禍も考慮すれば，できるだけ利用すべきと考えるが，現在どのくらいの割合でテレビ会議や電話会議が利用されているのか。
- 具体的な件数や割合については，統計上のデータを取っていないが，感覚としては，電話会議システムはかなりの件数で使用している。昨年以降，コロナ禍で出頭すること自体が心配だという声もあり増加している。そのシステムで，裁判所の他に2か所に繋ぐことができるトリオフオンという機器を増台して活用しようとしたが，既に生産が中止されていたため，代替措置として普通の電話のハンズフリー機能を使うこととし，昨年新たに配布されて，より活用しやすくなっている。ウェブ会議はまだ使用していないが，将来的な利用に向けて，大規模庁における試行の実施が検討されている。なお，当事者双方が遠隔地ではなく同じ市内に居住している場合でも，顔を合わせたくないとか危害行為の恐れがある等の事情により，電話での参加を認めていくことも検討している。
- これは裁判所に対する要望になるが，学校においては，コロナ禍にあつて，

ネグレクトの問題であるとか、虐待の問題とかがある。今年は4月から学校を再開できたが、去年は5月25日からで、随分家庭の状況が見えない状況にあった。その間、学校から連絡を取ったりするが、保護者の方自体が発達障害であったりすると、対応が非常に困難な場合があるが、臨床心理士の方、公認心理士の方や児童福祉司の方からのアドバイスがとても役立ったり、これらの方が同席する面談では、その保護者の方も落ち着いて話ができたりする。おそらく調停の場でも、そういう場面があるかと思うが、何かトラブルが起こったときは、弱い立場である子らにその負担が行ってしまい、長期化してしまうと更に負担が大きくなってしまう。子らの負担や発達障害については、周りが理解してあげたり、受け止めてあげないと、次に進めない方もいるということを考慮していただきたい。

- 子が関係する事件は、家事事件の中では比較的多い。子については、心理学や行動科学を専門とする家庭裁判所調査官による調査やケアをしている。例えば、離婚する夫婦がいて、子の親権で対立することがあるが、子にとってはとても辛い経験になってしまう。そういう場合に、「親ガイダンス」と言っているが、調停の合間に両親に、親の問題と子の問題は別であり子のことを第一に考えてほしいという趣旨の話やDVDを見てもらったりしている。

調停委員の給源確保については、年齢的な問題とか、仕事を持っている方で委員になっていただける方は職種によってはなかなか難しい面があるので、何か良いアイデアがあればお願いしたい。

- 例えば、仮に私の会社に裁判所から調停委員として誰か出せないかという話があれば、私の会社では副業を認めていることもあり、調停委員を引き受けるハードルは低くなっている。これは私の会社だけではなく、他の会社でも副業を認める考えは浸透してきているので、抵抗感という面では以前ほどはない。裁判所から、時に裁判員候補者とか検察審査員として来てくださいという書面が来たという話を聞くが、会社としては、社会貢献という位置付けで、是非参

加してきなさいと言っている。そういうこともあって、仮に民間企業である会社宛てであっても調停委員の打診があれば、識見に優れた人を推薦することはできるように思う。また調停へのZ o o mとかT e a m sといったウェブ会議の導入は積極的にされたほうがよい。既に電話会議はされているということなので、ウェブ会議との大差はないように思う。今では、会社のオフィシャルな会議でもウェブ会議を使用していることから、特段の問題はないように思われ、むしろ使用することによって審理期間の短縮化も図れるのではないか。ただ、人と人との複雑に絡み合ったトラブルを解決していくには、相応の時間を要すると思われ、あまり生産性ばかりを言うべきではないかもしれないが、それらのバランスを考える必要はあると思う。

■ 調停委員については、本人が希望することが前提となる。裁判員や検察審査員は国民の一般義務の面があるので、全く同じように考えられない面はあるが、調停に参加できる機会を持てるという方がいれば、給源確保策の対象にできると思われるので検討したい。

○ 親子間であったり、夫婦間であったり、いずれにおいても感情的な対立が激しい事件が多いので、調停委員の発言一つであっても、その言い方や表現が違えば信頼関係が築けなかったり、崩れてしまうこともある。私も代理人として当事者の方々と関わり話をしっかりと聴くようにはしているが、期日までに十分にガス抜きができず、当事者によっては、調停の場で感情の赴くままにぶちまけてしまうという方もいる。調停委員にしっかりと聴いていただけると、それで納得して信頼関係が築け、調停がスムーズに進むこともあると思われるが、過去にあった事例では、当事者間でこのようなことがあって、それをこちらはこう考えているので、それを前提に主張している旨を調停委員に説明し、ただ、その背景事情については調停が紛糾するので相手に伝えないようにしてほしいとお願いしていたにもかかわらず、それらを相手に話してしまった調停委員がいた。また、調停記録のコピーを紛失し問題となった調停委員もいたと聞いた。

そのようなことをなくし、調停を適切に運営していくことはなかなか難しいと思うが、裁判所では、研修等を行っているということであり、それらが有効であると思う。先ほどの説明の中で、研修ではロールプレイングを行っているということだったが、それはどういったものなのか。

- 去年はコロナ禍での感染防止対策もあり、ロールプレイングを十分に実施できていない面があるが、模擬のシナリオを作って、実際の調停の場を想定して一部の参加委員に模擬でやり取りをしてもらって、それを観察する職員や他の参加委員から意見をもらったり、議論したりするものである。また「傾聴」ということをまずしっかりやりましょうということは伝えているが、これは主張を整理しながら聴いたり、必要な部分は他よりも時間をかけて聴取するというメリハリのある聴取をするということである。今後は、コロナの収束状況も見ながら、裁判所主催の研修と調停委員が自主的に行う研修を織り交ぜて、様々な形や内容の研修を実施し、調停委員の育成を図っていく予定である。

(5) 次回テーマについて

「女性活躍推進に向けた現状と取組について」

(6) 次回期日について

令和4年2月21日（月）午後1時30分